

赤川流域治水協議会規約の改定

東北地方整備局 酒田河川国道事務所

赤川流域治水協議会 規約(改定)

組織改編に伴い一部改定する。

【改定箇所対比表】

| 改定前 | 改訂後 |
|---|---|
| <p>(附則) 本規約は、令和2年9月18日から施行する。 令和2年12月21日 改正 令和3年 2月18日 改正</p> <p>別表2 (構成員) 山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐</p> | <p style="text-align: right;">【改定】</p> <p>(附則) 本規約は、令和2年9月18日から施行する。 令和2年12月21日 改正 令和3年 2月18日 改正 令和3年 7月30日 改正</p> <p>別表2 (構成員) 山形県 農林水産部 農村整備課 農村防災・災害対策主幹</p> |

赤川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「赤川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、赤川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系赤川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 赤川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、酒田河川国道事務所及び山形県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和2年9月18日から施行する。

令和2年12月21日 改正

令和3年 2月18日 改正

令和3年 7月30日 改正

別表 1

赤川流域治水協議会

- (構成員) 鶴岡市長
酒田市長
三川町長
気象庁 山形地方気象台長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課長
山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課長
山形県 庄内総合支庁 総務企画部長
山形県 庄内総合支庁 建設部長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター所長
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長
国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所長
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課
山形県 県土整備部 河川課

別表 2

赤川流域治水協議会幹事会

- (構成員) 鶴岡市 危機管理監
鶴岡市 土木課 地域調整主幹
酒田市 危機管理課長
酒田市 整備課長
三川町 総務課長
三川町 建設環境課長
気象庁 山形地方気象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 農村防災・災害対策主幹
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 副主幹(兼) 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁 建設部 河川砂防課長
山形県 庄内総合支庁 建設部 荒沢ダム管理課長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署 次長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局
山形水源林整備事務所長
国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所 専門官
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 副所長(砂防)
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長(河川)
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課
山形県 県土整備部 河川課